

処 分 基 準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第15条の6
処 分 の 概 要	遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者に対する指示
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法第15条の3（遠隔操作による通行の届出） 道路交通法施行規則第5条の4（遠隔操作による通行の届出）
処 分 基 準	1 遠隔操作者に対する指示の基準～別表1のとおり 2 使用者に対する指示の基準～別表2のとおり
問 い 合 わ せ 先	交通部交通総務課企画第七係 電話06-6943-1234 内線50263
備 考	